



公共工事等における新技術活用システム 継続調査等の必要性判断結果通知書

国東整施企第 42号
平成27年10月 8日

有限会社 土江重機 殿

国土交通省
東北地方整備局長



平成22年5月11日付をもって申請のありました技術について、実施要領「4.既存のNETIS登録技術の取り扱い 4.5 事後評価の取り扱い」に基づき、新技術活用評価会議において継続調査等の必要性について判断した結果を通知します。

記

1. 技術名称 : エンジン出力制限カバー(eco-8)
2. NETIS登録番号 : CG-100005-V
3. 継続調査等の必要性判断結果 : 継続調査等を必要としない
4. 判断理由: 当該技術の活用効果調査結果に大きな変化が見られず、新技術の効果が安定していると判断したため。
5. その他: この結果に基づき、当該技術のNETIS登録番号・情報種別記号は「-VE」に変更され、掲載期限が当初にNETIS登録した翌年度の4月1日から起算して10年を経過した日まで延長されます。
また、今後の活用効果調査、事後評価は実施されません

異議申し立てについて

上記について異議がある場合は、継続調査等の必要性判断結果を通知した日から起算して10日以内に整備局長あてに異議理由を明示した書面を提出することにより、異議申し立てを行うことができます。

(提出先)

東北地方整備局
新技術活用評価会議事務局